

学びたいキミを応援します。
みんなに知ってほしい

大切なお知らせです。
必ず保護者に渡してください。

高校生への2つの支援

返還不要の支援です。それぞれ申込みが必要です。

① 高等学校等就学支援金

国の授業料支援のしくみです。

🏠 年収約910万円未満の世帯が対象

学校種：高等学校、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校（高等課程）など

✎ 申込みは、学校へ **入学時の4月**など手続きが必要な時期に学校から案内があります。

～島根県による授業料減免制度もあります（就学支援金制度に上乗せ）～

○道府県民税所得割と市町村民税所得割額の合算額が（0円）非課税の場合 → 支給額：授業料の額と就学支援金の差額

○就学支援金制度において区分が「加算なし」の場合（世帯年収590万円以上910万円未満に相当） → 支給額：30,000円/年

② 奨学のための給付金

教科書費・教材費など、
授業料以外の教育費支援のしくみです。

🏠 生活保護世帯、年収約270万円未満（住民税所得割非課税）の世帯が対象

学校種：高等学校等就学支援金の対象校と高校の専攻科（特別支援学校は「特別支援教育就学奨励費」の支援があります）

毎年7月頃に手続きが必要です。申請時期（7月～8月頃）に学校から案内があります。

✎ 申込みは、学校へ

📄 **新入生は、4～6月に一部早期支給の申請ができます。**

➤ 特に負担の大きい入学時に必要な支援を受けることができるよう、奨学給付金の4～6月分に相当する額の前倒し給付を実施します。

※4月中旬頃に学校から案内があります。

※7月以降分の給付には再度申請が必要となりますのでご注意ください。

参考：保護者等の年収目安と支給額（令和3年度・年額）

↓ 全て利用できます！

保護者等の年収目安	約270万円未満	約270～590万円	約590～910万円	約910万円以上
① 高等学校等就学支援金	約40万円		約12万円	
※ 授業料減免制度 （島根県独自制度）	授業料と①の差額		3万円	
② 高校生等奨学給付金	約5～15万円			